



## 1. ごあいさつ

令和3(2021)年全国の要支援・介護者数は681万人を越えました。これは10年前に比べ、100万人の増加です。これから4年先、令和7(2025)年の団塊の世代が後期高齢者になっていく頃には、さらに介護を必要とする人が増え、それにともない家族介護者(ケアラー)の大幅な増加が予想されます。

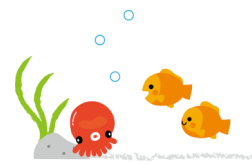
「ケアラーは孤立しがち」とよく言われますが、コロナ禍も加え、増え続ける要介護者とケアラーが一人で介護を抱え込まないように願うばかりです。

今年4月、てとりんは活動11年が経ちました。昨年は10周年の総会が開催できなかったため、今年は緊急事態宣言下でしたが、5月14日(金)14:00～、一部会員のご出席を賜り通常総会を開催いたしました。この11年の活動とこの先の活動をあらためて考える一日となりました。今年度は巷のワクチン接種も進み、また皆様と大いに語らえる日が来ることを心待ちに、日々粛々と活動を続けて参ります。てとりんハウスでお待ちしています！

代表理事 岩月万季代

## 2. てとりんハウスの活動より

### ①ポールウォーキングを始めました。



二本のポールを使って、安全かつ体を大きく動かすことにより、運動と筋力保持が期待できるポールウォーキング。介護者・高齢者の健康維持のために4月からはじめました。てとりんハウスの近くにある篠木公園まで歩いて行って公園を2～3周して帰ってきます。5月は雨で中止になってしまいましたが、今後毎月第二金曜日の午後をポールウォーキングの日として、みんなで歩きます。少数でしたら貸出用のポールもあるので、体験の方も歓迎です。



▲ポールウォーキング

### ②総会を開催しました

5月14日、昨年と同じく緊急事態宣言下での総会となりましたが、今年は感染対策と換気を十分にして実施しました。今年度も、コロナの影響で見通しが立たず、とりあえず通常活動を継続していきます。相談はお電話、メール、ZOOMでも対応します。いつでもご連絡ください。

### ▼総会の様子



### 3. 令和2年度活動報告書「のぞき見！イギリスの介護者支援」の続き・・・

報告書では紙面の都合上、一都市のケアラーズセンターによる介護者への直接サービスを主に紹介しました。なので、その背景となる法整備の経緯や、その他のトピックについて簡単にまとめました。



続きがあるんだ・・・

#### ①法律のはなし

##### その前に・・・アセスメントについて

「アセスメント (assessment)」という単語が何度も出てくるので、最初に説明します。

日本語では「評価」「査定」などと訳されますが、カタカナでそのまま「アセスメント」と使われるのが一般的です。日常生活上、なじみのない単語ですが、高齢者介護や障がい支援など対人支援の分野では、ふつうに使われています。

介護保険サービスの利用がはじまるときに、ケアマネジャーから、要介護者の身体機能や生活環境、家族関係、今後どのように暮らしていきたいかなど、こまごまと聞き取りがあったかと思います。この聞き取りをもとに、必要なサービスを考え、ケアプランをつくります。これがアセスメントです。

てとりんハウスで相談したことがある人は、介護のことのほかに、睡眠がとれているかどうか、ごはんはちゃんと食べているかどうか、趣味はなんだとか、血圧を測定されたりしたことと思います。これもアセスメントです。

つまり、介護者のアセスメントとは、現状と本人の意向を確認して、どのような支援が必要かを分析・整理することを指します。

##### ケアラー法ができるまで

イギリスで、ケアラーが公的なサービスの対象になるのは1960年代、介護離職した女性を対象とした年金控除から始まります。70年代には介護者手当（現金給付）がはじまり、80年代には、障がい者のケアラーを対象に、要介護者へのアセスメントの際に、ケアラーの介護能力を考慮することが自治体に義務付けられました。

##### ケアラー法の成立から現在まで

そして1995年に、「The Carers (Recognition and Services) Act 1995」が制定されます。この法律では、ケアの概念が病児の世話、養護、介護など幅広くとられており、ケアラーは「定期的に相当量のケアをする者」と定義されました。

そのうえで、要介護者のアセスメントを行う際に、ケアラーは自身の介護力と、介護を続ける能力についてアセスメントを受ける権利が認められ、自治体はケアラーより請求があればアセスメントを実施することが義務付けられました（アセスメント請求権）。

この法律の名前にrecognition（認知）という単語があるとおり、この法によってケアラーという存在が公的に認められることになります。

ただし、この段階ではまだ、ケアラーへの直接支援はありません。自治体はケアラーのアセスメント結果を、要介護者の支援プランに活かすこととされたのみでした。

詳しくはみませんが、この後10年かけて、いくつかの法律と政策により、少しずつケアラーへの理解が進んでいきます。

- ・要介護者へのアセスメントの実施にかかわりなく、ケアラーが単独でアセスメントが受けられようになる（2000）。
- ・自治体にケアラーを支援する権限が付与され、ケアラーへの直接支援ができるようになる（2000）。
- ・自治体はケアラーに対し、アセスメント請求権について周知する義務が課せられる（2004）。
- ・アセスメントの内容に、介護力だけではなく、就労、教育、訓練、余暇への参加の状況・意向などが追加される（2004）。

2008年には全国戦略「21世紀の家族と地域の中心に位置する介護者—あなたのための介護制度、あなた自身の生活」が策定され、

がんばって読もう！



2018年までのビジョンとして以下のことが掲げられました。

- ・ケアラーは、介護のエキスパートとして尊重されるとともに、支援が必要な時にはサービスを受けることができる
- ・ケアラーは、介護をしながらも自分らしい生活を送ることができる
- ・ケアラーは、介護生活により金銭的な困難に陥らないよう支援される
- ・ケアラーは精神面も身体面も健康でいられ、尊厳をもって扱われる
- ・子どもと若者は不適切な介護から守られる。学び、成長し、ポジティブな子ども時代を楽しめるよう支援される。

そして、2014年「The Care Act 2014」が制定。はじめてケアラーは、要介護者と同じように法律で認められることになりました。

これまでは、95年の「定期的に相当量介護をする者」という要件があったり、アセスメント請求権はあっても、支援を受ける権利の規定がなかったり、支援は自治体の義務ではなく「権限」であり、自治体ごとにバラつきがあるなどの問題がありました。

そこで、ケアラーを「日常生活の中で、身内や友人など他の人を援助する者」と定義しなおし、自治体に対しては、ケアラーに支援ニーズがあると思われる場合は、アセスメントを実施し、必要ならば支援計画と予算を立てて支援を実施する責任を与えています。

“ついにケアラーは、彼らが介護する人と同じように認知され、尊敬され、同等に尊重されるようになりました。歴史的に多くの介護者は、自身の役割と幸福について過小評価され、十分な支援が得られていないと感じてきました。いま、私たちは、ケアのエキスパートとして、真に認められ、評価される、またとない機会を手に入れているのです。”

Dame Philippa Russell (当時のケアラー常任委員会議長)

※Care Act factsheetより

## ②ケアラーの発見

さて、以上のように法整備のすすんだイギリスですが、かといってすべてのケアラーに支援が行き届いているわけではないようです。

当事者団体であり政策提言をおこなう CarersUKの調査によると、2019年にイングランドでアセスメント（見直し含む）を受けたケアラーは全体の3割弱だったそうです。

今回、いくつかのケアラーズセンターのWebサイトをみてまわったところ、

- ・ケアラーは、自分のことをケアラーだと思っていない
- ・ケアラーは、自分に支援が必要だとわかっていない
- ・ケアラーは、ケアラーに対する支援があることを知らない

という趣旨の記述をいくつか見かけました。日本と一緒ですね。

そんなケアラーを早期に発見し支援につなげるために、医療機関への働きかけがさかに行われています。ケアラーが要介護者や自分の診療で病院や一般開業医を訪れた時に、センターへつないでもらえるように、医療関係者への意識啓発・研修を行ったり、日頃から連絡をとったり、リーフレットを置いたりしています。また、企業への啓発活動や、全国的には「ケアラーズ週間」といったイベントの実施など努力をしています。

ケアラーが自身をケアラーだと認識しないことには、自分の持っている権利、受けられるサービスのことも知らずに苦しいままです。だから、イギリスでもケアラーの「発見」が課題であることは変わらないのです。



ケアラーズ週間で街頭に立つケアラーたち

(写真は <https://www.swindoncarers.org.uk/> より)



### ③ケアラーの声 Carers Voice

ケアラーの政策やサービスに対する意見を、自治体や関係機関に届けるのもケアラーズセンターの大事な役割のひとつです。

今回の特集で参考にした、イングランド南西部の都市ブリストルのセンターでは、このためにオープンミーティング (Open Meeting) を開いています。単なる利用者懇談会ではなく、ケアラーを取り巻く社会情勢や調査結果などの報告を聞いたり、新しい制度や地域のサービスについての説明を聞いたりしたうえで、他の介護者とともにディスカッションする半日コースの集まりです。

参加するのは大変そうですが、きちんと介護者に情報を届け、意見を政策に反映させるべく努力がおこなわれています。

その他、新たなサービスをつくるときに、開発段階からケアラーに参加してもらい、協働でつくりあげる取組も行われています。

### ④全国組織

法律の整備や支援サービスの開発・提供は、国や自治体だけでやってきたわけではありません。ケアラーの声を代弁し、調査、政策提言、サービス提供をおこなう民間の全国組織があります。

#### CarersUK ケアラーズUK

前身団体も含めると1960年代から活動する当事者団体です。直接のサービス提供はせずに、調査・研究やロビー活動を主にしています。①でみた法律の制定に大きな影響をおよぼしています。

#### CarersTrust ケアラーズトラスト

ケアラーズセンターの認証制度を通して、地域のセンターとパートナーシップを結び質の高いサービス提供に貢献しています。また、ケアラーの休息のための少額助成やケアラー週間などのキャンペーン活動などもおこなっています。2014年の発足。母体の一つがThe Princess Royal Trust for Carersで、現在もアン王女がプレジデントを務めています。



ケアラーズ・サポートセンター ブリストル&南グロースターシャーのWebサイト。見やすく、知りたい情報にすぐアクセスできます。サービスはすべて無料。キャッチコピーは「If you care, we care」

#### <参考文献とURL>

HM Government, 2018, Carers at the heart of 21st-century families And communities “A caring system on your side. A life of your own.”

GOV.UK, Care Act Factsheets,  
<https://www.gov.uk/government/publications/care-act-2014-part-1-factsheets/care-act-factsheets>

CaresUK, 2019, State of Caring

Carers Support Centre Bristol and South Gloucestershire,  
<https://www.carerssupportcentre.org.uk/>

大原ゆい, 2021, 家族介護者支援の実態と課題—イギリスの介護者支援団体調査から—, 大谷大学真宗総合研究所研究紀要

三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2020, 家族介護者支援に関する諸外国の施策と社会全体で要介護者とその家族を支える方策に関する研究事業【報告書】

NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン, 2012, 英国のケアラー支援にはたくさんのヒントがみついています

#### <編集・執筆> 太田黒 周

イギリスは介護保険制度がありません。ケアラー支援が充実しているのはそのせいもあるでしょう。家計や給付・控除など、お金関係の相談や講座がしっかり組まれているのも印象的でした。

発行 NPO法人てとりん ☎0568-41-8844

Mail tetorin2010@yahoo.co.jp

URL <https://tetorin.jimdofree.com/>